

厚生労働省発基 0730 第 1 号

令和 6 年 7 月 30 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

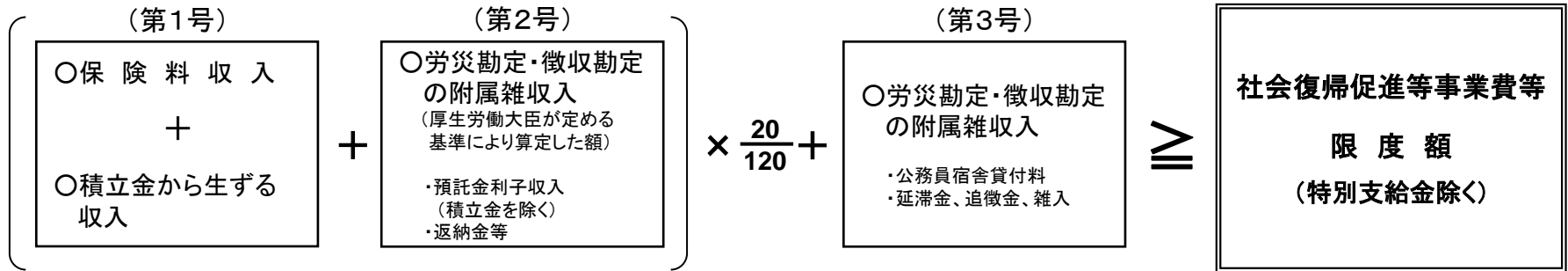
社会復帰促進等事業（特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び労働者災害補償保険事業の事務費に充てるべき額について、その限度額の算出に当たり定められている、労働者災害補償保険に係る労働保険料の額及び労働保険特別会計の労災勘定の積立金から生ずる収入の額並びに同勘定の附属雑収入の額及び同会計の徴収勘定から労災勘定へ繰り入れられる附属雑収入の額（厚生労働大臣が定める基準により算定した額に限る。）の合計額に乗ずる割合を、百二十五分の二十五（現行百二十分の二十）とすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。

# 社会復帰促進等事業等に要する費用について

## ○社会復帰促進等事業及び事務費に充てるべき限度額(労働者災害補償保険法施行規則第43条)



## ○社会復帰促進等事業費等の推移

(単位:億円(※1))

労災保険料平均料率	第1号 + 第2号	第3号	社会復帰促進等事業費等限度額	社会復帰促進等事業費等所要額	限度額に対する所要額の割合(%) (※2)	
	保険料収入等	雑入等				
4.5 / 1,000 ↓ 4.4 / 1,000	令和3年度決算額	9,768	45	1,673	1,449	《85.5%》 86.6(%)
	令和4年度決算額	9,818	56	1,693	1,451	《83.1%》 85.7%
	令和5年度予算額	10,326	45	1,766	1,663	《87.7%》 94.2%
	令和6年度予算額	10,649 (上段:限度額 20/120 下段:限度額 25/125)	54	1,828	1,761	96.3%
				2,184		80.7%
令和7年度見込額(※3)	10,473 (上段:限度額 20/120 下段:限度額 25/125)	46	1,792			
			2,141			

特例省令期間

(※1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(※2) 《 》は、未払賃金立替払事業に要する費用を除いて算出した割合である(令和3年度から令和5年度までは限度額の枠外とする特例省令を措置)。

(※3) 令和7年度見込額については、現在調整中であり、今後変動があり得る。

# 【参考】令和7年度における社会復帰促進等事業費及び事務費の所要額増について

令和7年度における社会復帰促進等事業費及び事務費の所要額については、以下の事由により、令和6年度予算より大きく伸びる見込みとなっている。

- ▶ 未払賃金立替払の実績額が令和6年度に入り、前年同期のおよそ1.5倍に伸びており、令和7年度も現在の傾向が続く恐れがあるため、未払賃金立替払事業費補助金の所要額が大きく伸びる見込み。
- ▶ 昨今の人件費高騰、物価高、円安の影響や行政デジタル化の流れを受けて、システム関連経費が年々伸びているが、特に労働基準行政情報システムについては、上記の事情に加え、システム更改による運用経費と法令改正等に対応するための改修経費が伸びるため、システム関連経費全体で所要額が大きく伸びる見込み。
- ▶ 昨今の賃上げの流れにより、公務員給与も人事院勧告により毎年賃上げが続いているが、特に相談員等経費は同一労働同一賃金の流れもあり、所要額が大きく伸びる見込み。
- ▶ 徴収勘定繰入（事務費相当分）においても、システム関連経費増や人件費の増により、所要額が大きく伸びる見込み。

（推移イメージ）

